

令和6年3月26日

小原地域会議
会長 竹内 正美 様

豊田市長 太田 稔彦

検討結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問し、答申を受けたことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 報告事項 令和5年8月1日に小原地域会議から受けた「高齢者の社会参加の促進に関する取組」に関する答申については、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、これを踏まえて検討したほか、計画に位置付けた事業の推進に当たり参考にしていく。
なお、個別の答申の内容に対する市の考えは別紙のとおり
- 2 主管課名 福祉部高齢福祉課

小原地域会議からの答申に対する検討結果

1	答申内容	高齢者の社会参加を促進するための手段として ●「生きる」活力や積極性を醸成するため、コミュニケーションの活性化や「字」を超えて自分の輪を作っていく手助けをすることが必要である。 〔具体例として〕 ・ 歓談・雑談などにより交流を深める場や活動の場づくり ・ 体力維持・増強を図る取組 ・ 手仕事を中心とした講座の開設 ・ 他者とのつながりにより行動出来た成功例の紹介 ・ 既存のサークルや団体が、どのような活動をしているのかわかるような紹介物の配布 ・ 新たに活動を作り出すだけでなく、現在行われている様々な活動を進化させる工夫 ・ 豊田市内で実施している「※じーばーイーツ」の積極的な活用
	市の考え	・ 高齢者等実態調査では、会・グループ活動に参加していない理由として、「会・グループ等の情報を知らない」と回答する人が10%程度いた。 ・ 市では様々な所属が把握している高齢者の集いの場の情報を一元化し、令和5年10月からホームページでの公開を始めた。この情報を活用し地域包括支援センター等がコーディネーターとなり、高齢者を集いの場を紹介する、集いの場へのコーディネート事業を推進していく。その中で、コーディネートの好事例や高齢者の社会参加の事例を市ホームページ等で紹介していくことを考えていきたい。 ・ 高齢者にニーズがある集いの場が身近な地域にあれば、参加する人も増加するものと思われるため、民間企業や地域の創意工夫にも期待しつつ、一体になって社会参加の促進に取り組んでいきたい。

2	答申内容	高齢者の社会参加を促進するための手段として ●退職前から仕事以外のコミュニティに参加できるような仕組みづくり 〔具体例として〕 「ずっと元気プロジェクト」に ・65歳からではなく、定年前の55歳から参加できる ・55歳以上の方と一緒に55歳以下の人（配偶者、親族など）も参加できる
	市の考え	・退職後に社会とのつながりが少なくなる又は無くなる人がいるため、まずは退職前の時期に、高齢者の社会参加の重要性を啓発する手段について検討していきたい。 ・なお、高齢者の社会参加を促進し介護予防につなげる「ずっと元気プロジェクト」については、研究機関の研究結果に基づき、介護予防効果の高い世代をターゲットとしている。
3	答申内容	高齢者の社会参加を促進するために必要なこととして ●【重点事項】高齢者が気兼ねなく移動できるための支援をする仕組みの構築が必要である。 ●高齢者の会話や日常生活・ニーズなどを把握するため、より詳細な実態把握が必要である。 ●社会福祉協議会や包括支援センターとの、より緊密な連携が必要である。
	市の考え	・第9期高齢者保健福祉計画では、「地域主体の生活交通への支援」を重点施策に掲げ、地域の特性に応じた多様な移動手段を組み合わせ、持続可能な移動サービスを提供し、生活交通の再構築を図っていく。 ・また、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携して、引き続き高齢者の実態把握に努めていく。